

第4章 監視・警戒及び重要水防箇所

第1節 監視警戒

1 常時監視（法第9条）

法第2条第2項及び第4項による水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

2 非常警戒

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、出動準備体制に切替えたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所や重要水防箇所を中心として巡視しなければならない。特に次に掲げる項目に注意し、異常を発見した場合は直ちに国土交通省河川事務所長、所轄土木事務所長、県の特設事務所長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始しなければならない。

- (1) 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 堤防表のりで水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水
- (5) 樋門堰の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取合せ部の異状

第2節 重要水防箇所

県内河川、海岸の重要水防箇所については、重要水防箇所評定基準（106～110 ページ）、重要水防箇所一覧表（111～323 ページ）のとおりである。